

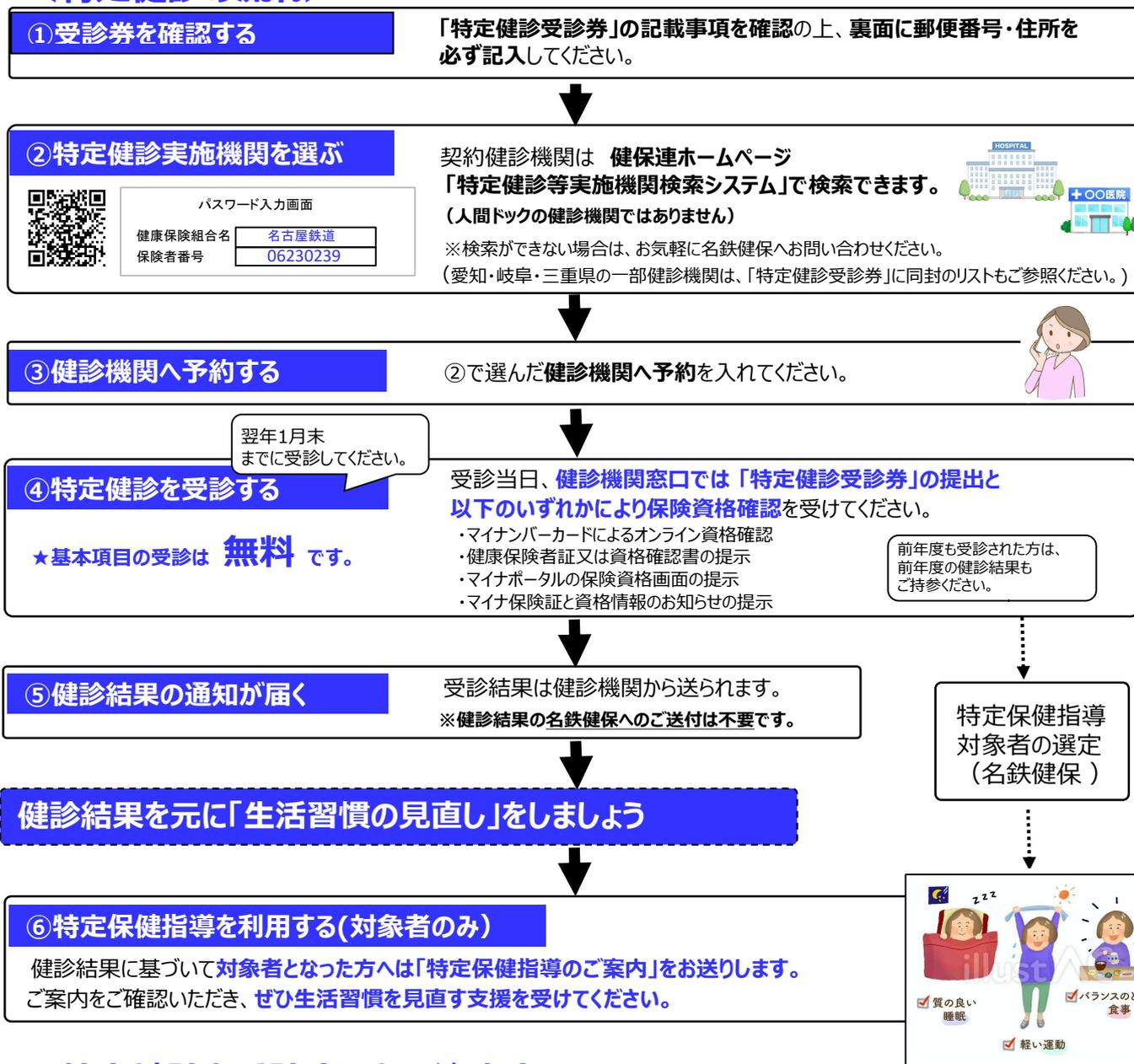
# 健康チェックのために、年に1度は健診を受けましょう

## 「特定健康診査(特定健診)」を受診される方へ

名古屋鉄道健康保険組合

名鉄健保からお送りする「特定健康診査受診券」(以下「特定健診受診券」)を使用して「特定健診」を受診していただけます。受診方法等につきましては、下記の「特定健診の流れ」や「特定健診を受診する際の注意点」をよくご覧ください。

### <特定健診の流れ>



### <特定健診を受診する際の注意点>

- ・「特定健診受診券」は、「共同巡回健診」や「人間ドック」の受診には利用できません。
- ・基本項目以外の受診は、全額自己負担となります。
- ・入院や通院、服薬などの治療を現在も行っている方も対象者となります。
- ・「特定健診受診券」送付時に同封の「特定健康診査実施健診機関リスト」に掲載されている健診機関(集合契約Aの健診機関)または名鉄健保ホームページで検索できる健診機関(集合契約AおよびBの健診機関)以外では受診できません。
- ・特定健診受診券は、有効期限以降は無効となります。また、名鉄健保から脱退された場合も無効となります。
- ・年度途中で再雇用や任意継続被保険者となり、保険証の記号・番号が変更となった場合は、特定健診受診券に印字の記号・番号を訂正してご使用いただけます。
- ・特定健診受診券印刷工程の都合上、資格喪失(扶養抹消)手続き以降に送付される場合がありますのでご了承下さい。(その場合、特定健診受診券はご使用できませんので、破棄をお願いします。)

